

学会認定・自己血輸血
医師看護師制度
協議会（医師看護師協議会）
規約

学会認定・自己血輸血医師看護師制度 協議会（医師看護師制度協議会）規約

2008年に日本自己血輸血学会と日本輸血・細胞治療学会は共同で学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会を設立し、内規を定め学会認定・自己血輸血看護師認定試験などを行ってきた。ところが、学会認定・自己血輸血責任医師制度の開始、日本自己血輸血学会の一般社団法人への登記、学会名変更、事務局の変更などの事業内容および関連する環境などの変更が生じたため、協議会名称を学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会（医師看護師協議会、以下、協議会）と変更の上、ここに改めて協議会規約を定め明文化することとした。

第1章 総則

第1条 目的

この規約は、協議会の組織および運営に関し必要な事項を規定し、円滑な協議会活動を推進することを目的とする。

第2章 組織

第2条 協議会組織

協議会は会長、副会長、および委員若干名をもって組織する。日本輸血・細胞治療学会理事長と協議の上、日本自己血輸血・周術期輸血学会理事長が協議会会長を委嘱する。委員は協議会会長が委嘱するが、日本自己血輸血・周術期輸血学会推薦委員2名、日本輸血・細胞治療学会推薦委員2名、看護師委員1名とする。なお、協議会会長は若干名を顧問として委嘱することができる。

第3条 委員の任期

協議会会長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 会長の職務

協議会会長は会務を総括し、協議会を代表する。会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。

第3章 委員会

第5条 委員会

協議会は専門事項を調査協議するために、次の委員会を置く。

- 1) 認定試験委員

- 2) カリキュラム委員
- 3) 資格審査委員
- 4) 会計委員
- 5) 看護師委員（庶務担当）

第6条 事業内容

- 1) 原則として、年に2回、学会認定・自己血輸血看護師認定試験を行う。
- 2) 学会認定・自己血輸血責任医師を認定する。
- 3) 協議会指定セミナーなどの学術研究会を開催する。
- 4) 日本自己血輸血・周術期輸血学会推薦書「実践・輸血マニュアル」の編集を行う。

第4章 議事運営

第7条 議事運営

協議会の議事運営は次の各項により行う。

- 1) 会長が召集し、その議長となる。
- 2) 協議会は年1回以上開催する。
- 3) 協議会は委員の半数以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。
- 4) 協議会の議事は出席者の過半数の同意により議決される。
- 5) 顧問は協議会に出席し意見を述べるができるが、議決権は有しない。

第8条 議事録の作成

協議会会長は議事録を作成し、これを保管しなければならない。議事録は原則として公開しない。

第9条 委員の守秘義務

協議会会長および委員は、正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を洩らしてはならない。

第5章 会計監査

第10条 会計監査

協議会の会計書類は協議会会長提出書類を基にアスト税理士法人が作成し、一般社団法人日本自己血輸血・周術期輸血学会の監事が監査する。

第6章 事務局

第11条 事務局

協議会の事務は協議会事務局が行う。協議会事務局は、東京都北区王子本町 1-

24-7-102 の日本自己血輸血・周術期輸血学会事務局内におく。

第7章 協議会規約の変更

第12条 この規約を変更するには、協議会委員の半数以上の同意を必要とする。

付則

本規約は 2014 年 4 月 1 日から施行する。

規約一部変更 2015 年 6 月 1 日

規約一部変更 2017 年 3 月 20 日

規約一部変更 2018 年 5 月 20 日

規約一部変更 2019 年 10 月 26 日